

Q 7 空気濃度の測定をしたいのですが

住宅性能表示制度の「室内空気中の化学物質の濃度等」の項目を選択することで、指定住宅性能評価機関が測定します。

住宅性能表示制度では設計図や仕様書などの書類によって審査を行う「設計住宅性能評価」と、建設段階に応じた建物の現場検査によって審査を行う「建設住宅性能評価」の2種類がありますが、濃度測定は実際に建設された住宅を測定するので建設住宅性能評価を行う場合の選択となります。

評価機関によっては住宅性能表示制度とは別に室内空気濃度測定のみを行っているところもありますが、測定条件や測定時期等が異なる場合がありますので注意が必要です。ご希望の場合は最寄りの評価機関にお問い合わせください。

(財)ふくしま建築住宅センター TEL 024-526-6610)

測定対象はホルムアルデヒドなどの物質です。

測定対象は厚生労働省指針値13物質のうち、住宅に使用する建材や施工材から発生することが想定される、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの6物質で、ホルムアルデヒドは測定を希望する場合には必須、その他は自由選択です。

測定条件、測定方法等は以下のとおりです。

測定室

- 日照が多いことその他の理由で測定対象物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室を指定住宅性能評価機関の評価員が選定。

測定条件

- 測定時期は居室の内装仕上げ工事の完了後、お客様が入居するまでの間
- 測定位置は居室の中央付近で床からおおよそ1.2m～1.5mの高さ
- 住宅の全ての窓、扉を30分開放し、その後屋外に面する窓、扉を5時間以上閉鎖した状態で採取（24時間換気システムがある場合は稼動してもよい）

測定方法

- 採取は30分以上継続して、同時または連続して2回行う
- 分析は住宅性能表示基準で定める標準法による。
(測定機関によっては標準法に代えてパッシブ型サンプラーを採用する場合もある。この場合は測定は1回でさしつかえない。)